

証券コード 7245

平成19年6月8日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階

大同メタル工業株式会社

代表取締役社長 判 治 誠 吾

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目3番17号
株式会社名古屋証券取引所4階
名証インフォメーションセンター内「MICホール」
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第99期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

4. その他株主総会に関する事項

(1) 当社では、株主様ご本人が当日ご出席できない場合、定款第18条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

ただし、本株主総会に係る委任状のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使をなされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.daidometal.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国が住宅部門の不振のなか、成長はほぼ横這いとなり、欧州は底堅い成長を続け、世界経済の牽引役でもある中国、インドを筆頭に、アジア地域は高水準の成長が続いております。

わが国経済は、穏やかな回復基調にあって、設備投資、雇用それに輸出など製造業を中心とした企業部門が好調に推移いたしました。

このような経済環境下にあって、当社グループの売上の約80%を占める自動車の国内生産台数は、国内販売5,618千台（前期比4.2%減）と減少しましたが、米国向けを中心とした輸出が6,130千台（同6.6%増）と大幅に伸びたことで、11,501千台（同5.6%増）となりました。当社に影響の大きい普通トラックの国内販売台数は、ほぼ横這いの105千台となっております。また、日系メーカーの海外生産台数は、アジア地域が北米を上回る生産台数となるなど、着実に世界での生産が増加しており、すでに2005年度より国内の生産台数を上回ってきております。

世界の主要地域別の販売台数は、米国は17,049千台（同2.3%減）で、日本車の伸びとは対照的にビッグ3は大きく減少しております。欧州は15,365千台（同0.7%増）の微増、中国は7,216千台（同25.3%増）と大きな伸びとなり、世界第2位の販売台数となっております。

一方、非自動車分野では、造船が世界新船建造量で5,209万総トン（前年比10.9%増）と高い伸びを続け、また日本の建設機械出荷予想額が2兆706億円（同20%増）となる等、世界の建機需要も毎年伸び続けております。

この業況にあって、当社グループは、各業界の追い風の中、海外の

販売拠点体制の拡充と拡販に努めるとともに、受注に対応した生産能力増強にも取り組んでまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は63,841百万円と前期比6,140百万円（10.6%増）の大幅増収となりました。この内、自動車用軸受は51,514百万円（前期比11.0%増）、非自動車用軸受は11,599百万円（同8.9%増）、軸受以外は728百万円（同14.6%増）となっております。

利益状況につきましては、非鉄価格の高騰及び再建途上にある大同メタルベルフォンテンLLC.（DMB）の影響を受け、前期比減益が予想される中で、DMBの再建プランの進捗を図るとともに、当社グループあがての利益強化策に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結営業利益は2,076百万円（前期比1,266百万円減、37.9%減）、連結経常利益は2,170百万円（同1,415百万円減、39.5%減）となりました。

しかしながら、連結当期純利益におきましては、国内連結子会社のエヌデーシー(株)において、錫を始めとした主材料の値上がり及び国内生産体制強化に向けた国内生産拠点の再編に伴う諸費用の増加など、売上原価増加要因が発生し、税引前純損失を計上したことから、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額で371百万円の利益控除をしたこと、それに、海外連結子会社の大同メタルコトールAD.（モンテネグロ）において、経営体質の強化を目的に、在庫資産の評価の見直しを実施し、108百万円を特別損失に計上したことにより、△426百万円（同1,737百万円減）の減益となりました。

一方、個別業績では、当社は、米国の連結子会社である大同メタルアメリカCORP.（大同メタルベルフォンテンLLC.の持株会社）の株式評価損を、2,733百万円特別損失に計上したことにより、営業利益及び経常利益につきましては、前期比増益となりましたが、当期純利益は減益となっております。

この特別損失は、連結業績に影響が及ぶことはありません。

なお、当期の期末配当金は1株あたり7円とさせていただき所存であり、中間配当（1株当たり5円）を合わせた年間配当額は、1株当たり12円となります。

(事業別売上高)

事業別	売上高 (百万円)
自動車用軸受メタル	51,514
自動車用以外軸受メタル	11,599
軸受メタル以外	728

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は9,231百万円であります。

その主なものは、次のとおりであります。

ア. 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業所	事業部門	設備投資の内容
当社工場	自動車用	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車、トラック等エンジン用軸受加工設備 乗用車、トラック等エンジン用軸受表面処理設備 自動車部品用軸受成形・加工設備
	非自動車用	<ul style="list-style-type: none"> 船舶エンジン用軸受加工設備 一般産業用軸受加工設備
	材料関係	<ul style="list-style-type: none"> バイメタル加工設備
子会社	新工場	<ul style="list-style-type: none"> 大同プレーンベアリング(株) 関・新工場建屋、乗用車エンジン用軸受加工設備 大同メタルチェコス. r. o. (チェコ) 建屋、自動車部品用軸受加工設備
	自動車用	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車、トラック等エンジン用軸受加工設備
	非自動車用	<ul style="list-style-type: none"> 中高速ディーゼルエンジン用軸受加工設備
	材料関係	<ul style="list-style-type: none"> バイメタル加工設備

イ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

事業所	事業部門	設備投資の内容
当社工場	自動車用	・自動車エンジン用軸受加工設備 ・自動車部品用軸受加工設備
	材料関係	・パイメタル加工設備
子会社	材料関係	・パイメタル加工設備

ウ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の当連結会計年度並びに過去3年間の財産及び損益の状況は次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	平成15年度 第96期	平成16年度 第97期	平成17年度 第98期	平成18年度 第99期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	45,593	50,814	57,700	63,841
経 常 利 益(百万円)	1,779	3,251	3,586	2,170
当 期 純 利 益(百万円)	857	1,530	1,310	△426
1株当たり当期純利益(円)	23.48	39.85	28.18	△9.82
純 資 産(百万円)	21,344	23,607	30,510	37,101
総 資 産(百万円)	61,640	66,414	81,978	87,650

(注) 純資産については、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

- ② 当社の当事業年度並びに過去3年間の財産及び損益の状況は次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	平成15年度 第96期	平成16年度 第97期	平成17年度 第98期	平成18年度 第99期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	39,806	43,404	47,789	50,699
経 常 利 益(百万円)	1,774	2,720	3,995	4,669
当 期 純 利 益(百万円)	916	1,537	1,416	△13
1株当たり当期純利益(円)	25.39	40.06	30.83	△0.30
純 資 産(百万円)	22,255	24,398	30,742	30,055
総 資 産(百万円)	47,208	50,837	61,543	62,346

(注) 純資産については、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(4) 対処すべき課題

乗用車エンジン用軸受の大同プレーンベアリング(株)関・新工場への移転

当社グループのグローバル生産戦略の重要課題として、乗用車エンジン用軸受生産に特化した専門工場の建設を、当社100%子会社である大同プレーンベアリング(株)が、岐阜県関市内の「関テクノハイランド」において進めてまいりました。

新工場は、本年1月末に完成、2月初めより新ライン設置と、犬山工場からのライン移設を開始し、生産は新設ライン及び移設完了ラインにおいて、2月下旬よりスタートしております。対象ライン全ての移設完了は2008年9月の予定です。

このプロジェクトの目的は、乗用車エンジン用軸受の生産能力増強及び生産合理化を推進することと、犬山工場のライン移設跡のスペースを、非自動車用軸受の設備増強に利用することであり、当社グループの事業拡大と、利益貢献を目指したもので、計画に沿って推進すべく取り組んでまいります。

非自動車用軸受の設備増強

非自動車軸受は、船舶、建機のエンジン用軸受等から、一般産業用軸受まで広範に亘っております。いずれの産業分野も、日本はもとより、世界的に高い需要が見込まれているなか、現状においても生産能力の限界にある設備の増強が急務となっております。

このため、犬山工場の乗用車エンジン用軸受のライン移設跡のスペースに、設備増強を早急に進め、受注拡大とシェア拡大に取り組んでまいります。

バイメタル（軸受の材料）の設備増強

現在、国内及び海外の生産拠点で使用する大半のバイメタルを、当社から供給しておりますが、使用量の伸びが大きく、バイメタル生産能力の早期拡大を図る必要があります、設備の増強準備を進めております。

この増強において、かねてからの課題であった、危機管理面からの危険分散及び子会社の経営基盤強化の両面を考慮し、犬山工場設備移設跡のスペースの活用と、国内子会社のエヌデーシー(株)への増設及び大同メタルベルフォンテンLLC.（DMB：米国）の既存設備の利用を図ってまいります。

大同メタルベルフォンテンLLC.（DMB）の再建

既に情報開示しております、DMB再建に向けたビジネスプランの達成を目指し、着実な計画の実行を進めており、ほぼ計画どおりに推移しております。

今後も、DMBの黒字化達成を少しでも早めるべく、対策内容の追加、見直しなどの検討を加え、当社グループあげて取り組んでまいります。

(5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
自動車用軸受メタル	自動車（乗用車・トラック）エンジン用軸受、レースエンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、自動車部品（エンジン補機、ターボチャージャー、ショックアブソーバー、コンプレッサー、ステアリング等）の軸受。
自動車用以外軸受メタル	主に大型船用低速2サイクルディーゼルエンジン用軸受、中・小型船・発電機・建機用等の中高速4サイクルディーゼルエンジン用軸受、発電用・鉄道用・弱電用その他一般産業用のあらゆる軸受。
軸受メタル以外	粘性の高い液体搬送まで可能なロータリーポンプ、工作機械用集中潤滑装置、エコ対応用油膜付水滴供給装置（JOOM）、二重層コンデンサー・キャパシタ用部品、小型・携帯用燃料電池などのエコ製品など。

(6) 企業集団の主要拠点及び使用人の状況

① 主要な事業所（平成19年3月31日現在）

ア. 当社

本 社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、北関東営業所（埼玉県熊谷市）、厚木営業所（神奈川県厚木市）、浜松営業所（浜松市中区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）
国内生産拠点	バイメタル製造所、犬山工場、前原工場（以上愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）、東京工場（横浜市港北区）、埼玉工場（埼玉県入間市）

イ. 子会社

国内販売拠点	大同メタル販売㈱ (愛知県犬山市)、エヌデーシー販売㈱ (千葉県習志野市)
海外販売拠点	中原大同股份有限公司 (台湾)、大同メタル U. S. A. INC. (米国)、大同メタルヨーロッパGmbH (ドイツ)、大同メタルヨーロッパLTD. (イギリス)
国内生産拠点	エヌデーシー㈱習志野工場 (千葉県習志野市)、エヌデーシー㈱神崎工場 (千葉県香取市)、大同ブレーンベアリング㈱ (岐阜県関市)、㈱アジアケルメット製作所 (東京都大田区)
海外生産拠点	同晟金属㈱ (韓国)、ダイナメタルCo., LTD. (タイ)、P. T. 大同メタルインドネシアCORP. (インドネシア)、大同精密金属(蘇州) 有限公司 (中国)、BBL大同プライベートLTD. (インド)、韓国ドライベアリング㈱ (韓国)、大同メタルベルフォンテンLLC. (米国)、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD. (イギリス)、大同メタルコントロール AD. (モンテネグロ)、大同メタルチェコス. r. o. (チェコ)

② 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

ア. 企業集団の使用人

使用人数		前期末比増減
国内	1,860名	増91名
海外	1,496	減52
合計	3,356	増39

- (注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計457名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

イ. 当社の使用人

使用人数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,221名	増 12名	38.2歳	16.4年
女性	136	増 4	32.6	11.8
合計または平均	1,357	増 16	37.6	15.9

- (注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計266名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称 (連結子会社)	資本金 または出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	適用
大同ロジック(株)	45百万円	100.0%	倉庫業・荷造り梱包業・保険代理業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受メタルの販売	
大同プレーンベアリング(株)	100百万円	100.0%	軸受メタルの製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	39.8%	軸受メタルの製造・販売	注1.2
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受メタルの販売	注3
(株)アジアケルメット製作所	55百万円	99.9%	軸受メタルの製造	
大同メタルアメリカCORP.	46,990千\$	100.0%	アメリカにおける持株会社	注1
大同メタルU. S. A. INC.	1,140千\$	100.0% (100.0%)	軸受メタルの製造・販売	注3
大同メタルベルフォンテンLLC.	33,264千\$	100.0% (100.0%)	軸受メタルの製造・販売	注1.3
ダイナメタルCO., LTD.	170百万バーツ	50.0%	軸受メタルの製造・販売	注2
中原大同股份有限公司	120百万台湾元	50.0%	軸受メタルの販売	注2
P.T.大同メタルインドネシアCORP.	13,748百万Rp	50.0%	軸受メタルの製造・販売	注1.2
同晟金属(株)	6,120百万ウォン	50.0%	軸受メタルの製造・販売	注1.2
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千元	90.2% (16.2%)	軸受メタルの製造・販売	注1.3
大同メタルコトールAD.	16,310千ユーロ	96.5%	軸受メタルの製造・販売	注1
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	9,000千£	90.0%	軸受メタルの製造・販売	注1
大同メタルヨーロッパGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受メタルの販売	
大同メタルチェコス.r.o.	50,000千コルナ	100.0%	軸受メタルの製造・販売	注1
大同メタルヨーロッパLtd.	500千£	100.0%	軸受メタルの販売	
(持分法適用非連結子会社) 韓国ドライベアリング(株)	3,100百万ウォン	50.0% (50.0%)	軸受メタルの製造・販売	注3
(持分法適用関連会社) BBL大同プライベートLTD.	100,000千ルピー	40.0%	軸受メタルの製造・販売	

(注) 1. 特定子会社に該当します。

2. 議決権の所有割合は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,957 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	7,317
中央三井信託銀行株式会社	2,141

(9) 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,515,128株(自己株式77,051株を含む)
- (3) 株主数 5,429名
- (4) 発行済株式の総数(自己株式を除く)の10分の1以上の株式を有する株主

該当する株主はおりませんが、当社の上位10名の株主の状況は下記のとおりであります。

株 主 名	持 株 数
	千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,435
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	2,198
株式会社みずほコーポレート銀行	2,151
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822
東京海上日動火災保険株式会社	1,661
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,577
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・CMTBエクイティインベストメント株式会社信託口)	1,245
ソニー生命保険株式会社	1,233
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,040
ザセリワタナインダストリーカンパニーリミテッド703000	1,000

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における第3回無担保転換社債（転換価額下方修正条項及び転換社債間限定同順位特約付）

発 行 日	平成12年12月13日
償 還 期 限	平成19年9月28日
発 行 総 額	5,000,000,000円
事 業 年 度 末 発 行 残 高	672,000,000円
転 換 価 額	465.40円
利 率	年利 0.2%

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	判 治 誠 吾	大同精密金属（蘇州）有限公司董事長
取 締 役 専 務	坂 本 雅 昭	技術担当、経営企画室長 (第2・4・5・6カンパニー管掌)
取 締 役 常 務	井 上 尚	業務担当、人事企画室長
取 締 役	近 藤 佳 孝	第3カンパニープレジデント
取 締 役	樫 山 恒 太 郎	第1カンパニープレジデント
取 締 役	白 石 晃 己	人事企画室人事企画センターチーフ
取 締 役	佐々木 利 行	経営企画室経営企画センターチーフ
常 勤 監 査 役	佐々木 隆 好	
監 査 役	田 辺 邦 子	弁護士
監 査 役	川 上 幸 之 輔	
監 査 役	柳 原 史 朗	

- (注) 1. 監査役 田辺邦子氏、川上幸之輔氏及び柳原史朗氏は、社外監査役であります。
2. 社外監査役 川上幸之輔氏は、金融機関に勤務の後、事業会社の監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 柳原史朗氏は、金融機関、事業会社の取締役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 井上 尚氏は、平成19年5月12日に逝去により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	株主総会決議に 基づく報酬	株主総会決議に 基づく役員賞与	報酬等の額合計
取 締 役	7名	202百万円	一百万円	202百万円
監 査 役 (社外監査役)	4名 (3)	36百万円 (24)	一百万円 (一)	36百万円 (24)

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議（平成18年6月29日改定）による取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、年額400百万円以内であります。
3. 株主総会の決議（平成18年6月29日改定）による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であります。
4. 平成18年6月29日の第98回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役3名 156百万円
5. 上記のほか、本年5月に逝去により退任しました取締役1名並びに本株主総会をもって退任となる取締役1名及び監査役2名に対し、平成18年6月29日の第98回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を下記のとおり行う予定であります。
退任取締役2名 71百万円
退任監査役2名 3百万円

(3) 社外役員に関する事項

	社外監査役		
	田 辺 邦 子	川 上 幸 之 輔	柳 原 史 朗
①他の会社の業務執行取締役・使用人等の事実及び会社とその他の会社との関係	(別記1)	—	(別記1)
②他の会社の社外役員を兼務しているときは、その事実	—	—	—
③会社・特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等以内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—
④事業年度中の取締役会等での活動状況	(別記2)	(別記2)	(別記2)
⑤責任限定契約の内容の概要	(別記3)	(別記3)	(別記3)
⑥親会社または親会社の他の子会社からの役員としての報酬の総額	—	—	—
⑦①～⑥の内容に対して社外役員が意見あるとき、その意見	—	—	—

(別記1)他の会社の業務取締役・使用人等の事実及び会社とその他の会社との関係

田辺邦子氏 田辺総合法律事務所所属の弁護士であります。同事務所とは顧問契約を取り交わしておりますが、同氏はその契約に含まれておりません。

柳原史朗氏 田中貴金属工業株式会社の取締役管理本部長であります。同社は当社との間に重要な取引関係はありません。

(別記2)事業年度中の取締役会等での活動状況

田辺邦子氏 当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の取締役会すべてに、また当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の監査役会すべてに出席しております。

弁護士としての見識をもって、主に企業統治に精通した専門的見地から発言を行っております。

川上幸之輔氏 当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の取締役会すべてに、また当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の監査役会すべてに出席しております。

融資、資本市場部門を初めとする金融業務で培われた経験、知識及び他の事業会社監査役としての経験を生かし、財務・会計を含めた広範な見地から発言を行っております。

柳原史朗氏 当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の取締役会すべてに、また当事業年度に開催した15回(定時12回、臨時3回)の監査役会のうち合計14回出席しております。

国際金融業務等で培われた経験、知識及び他社取締役としての経験を生かし、財務・会計を含めた広範な見地から発言を行っております。

(別記3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは以下のとおりです。
- ・大同メタルベルフォンテンLLC.（米国）
 - ・同晟金属(株)（韓国）
 - ・大同精密金属（蘇州）有限公司（中国）
 - ・中原大同股份有限公司（台湾）
 - ・P. T. 大同メタルインドネシアCORP.（インドネシア）
 - ・ダイナメタルCo., LTD.（タイ）
 - ・大同メタルコトールAD.（モンテネグロ）
 - ・大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.（英国）
 - ・大同メタルチェコス. r. o.（チェコ）
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 当社取締役会は、会計監査人の解任または不再任に関する決定の方針を、以下のとおりといたします。

当社取締役会においては、以下のいずれかに該当する場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

- ・会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断され、かつ当該議題を株主総会の目的とすることにつき、監査役会の同意が得られた場合。

- ・会社法第344条第2項第2号または同第3号及び同条第3項の定めに基づき、監査役会より会計監査人の解任または不再任を株主総会の議題とする旨の請求があった場合。

② 当社監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する決定の方針を、以下のとおりといたします。

- ・会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議題とする旨を請求します。

- ・取締役会から、会計監査人の解任または不再任が必要である旨の提案があった場合、前項に記載した事情を総合的に勘案し、当該提案に同意するか否かを決定します。

- ・会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、社内規程に則り、保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「内部統制・リスク管理委員会」を設置し、経営・コンプライアンスリスクを主な対象として、それらに内在するリスクを評価・把握するとともに、対応策を検討する。その結果、リスクの重要性により、経営会議に諮り、横断的な事項についてはその対応方法を決定する。

- ・リスクの管理について定める「リスク管理規程」を制定し、規程に従ったリスク管理体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・重要な意思決定事項については、多面的な検討を経て、経営会議で審議・決定をする。
- ・職務権限の範囲や社内カンパニー制のあり方を含め、社内組織及びその体制について効率的な職務分掌ないし権限の分配が行われているか定期的に検証する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・業務の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するため、監査室による内部監査体制を確立する。
- ・コンプライアンスの強化・徹底を図るため、コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の検討・実施までの統括的な活動を展開する機関としての「企業行動倫理委員会」を設置する。
- ・「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令など遵守していくうえでの行動基準を制定し、必要に応じて取締役会の承認を経て、その内容を改訂する。
- ・当社及びグループ会社は、行動基準を活用し、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施する。
- ・内部通報体制における倫理相談窓口・各種相談窓口を設置する。
- ・コンプライアンス及び内部通報にかかる体制及び運用を定める「行動基準運用管理規程」を制定する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、関係会社にかかわる規程を適宜、必要に応じて見直しする。
- ・グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、当社関係会社に係る規程に基づき、会社の経営管理に関わる事項について業務監査を実施し、業務活動が適正かつ効果的に行われているか否かの検証を定期的に行う。
- ・グループ会社は当社取締役会に対し、業務執行状況並びに財務状況等について定期的に報告を行い、当社及びグループ会社間との情報の交換を図る。
- ・当社及びグループ会社は、グループ方針及び経営のあり方などを決定する会議体を形成し、連携体制を確立する。
- ・グループ会社は当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、そのほかコンプライアンス上に問題があると認められる場合には、倫理相談窓口または各種相談窓口に報告する。重要性の高いものについては監査役に報告を行い、監査役は必要に応じて意見を述べ、取締役に対し、その改善・是正策を求めるものとする。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ・監査役会を補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・「監査役事務局」の人事異動及び人事考課については、監査役会は、事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができるものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は法定事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - ア. 経営会議で審議・報告された案件
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ウ. 監査室及びその他の内部監査部門が実施した業務監査の結果
 - エ. 取締役が整備する内部通報体制の状況及び情報の内容
 - オ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は中長期に亘る企業の発展、成長においてグローバル化を最重要課題と認識し、早くから「世界4極体制」の構築を掲げて海外展開を積極的に進めてまいりましたが、近時、ほぼその体制が整い、今後は近年設立、操業した海外拠点を重点に、経営基盤強化、生産拡充及び海外新規ビジネスの拡大に取り組み、中期経営計画（2004年4月から2010年3月）の目標であるTop of the World（世界No. 1のすべり軸受メーカー）を目指し活動を推進しており、その達成はほぼ可能と思っております。

また、当社は、自動車を始め、船舶、建機及び一般産業とあらゆる業界のすべり軸受を手掛ける世界唯一のメーカーとして、それに世界のトライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑技術）のトップグループ企業として、長年に亘って培った「すべり軸受」の特異技術を更に進化、発展させ、新市場・新用途向けの製品群の拡充、新製品の創出などにより、2013年度の長期チャレンジ目標である、売上高1,000億円企業に向け経営を推し進めてまいります。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先を始めとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、上記の中長期的な経営計画に基づく持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の株主共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先を始めとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などを始めとして、上記の中長期的な経営計画に基づく持続的な成長を支持して下さる方に、バランス良く株式を保有して頂くことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 中長期的な経営計画を実現するための当社の財産の有効な活用

当社は、これまでも上記中長期的な経営計画を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。

今後も、上記中長期的な経営計画を実現するためには、グローバルな視野での売上拡大に対応した生産販売拠点作り、海外生産拠点の品質、生産効率、管理能力などの当社レベルへの引上げ及び製品・設計・製造・生産の各技術の世界のトップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な研究開発、海外生産拠点の従業員の当社への研修、産・官・学による先端技術の活用、特許取得による技術防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいり所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給することにより、従業員による株式の保有を推進しております。

また、今後も従業員持株制度拡充のため、新しい制度の導入を調査検討してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

② 基本方針に反する株主による支配を防止するための取組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な経営計画を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様に適切な利益の還元を行うとともに、当社企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めます。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針または他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料します。

8. その他株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てております。なお、売上等の記載金額は、消費税等を含みません。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,382,198	流 動 負 債	25,632,667
現金及び預金	8,980,706	支払手形及び買掛金	8,903,682
受取手形及び売掛金	20,208,789	短期借入金	3,617,620
有 価 証 券	585,482	一年以内返済予定長期借入金	2,002,908
た な 卸 資 産	11,762,686	一年以内償還予定社債	532,000
繰 延 税 金 資 産	1,053,964	一年以内償還予定転換社債	672,000
そ の 他	871,706	未 払 法 人 税 等	1,503,904
貸 倒 引 当 金	81,135	賞 与 引 当 金	1,393,976
固 定 資 産	44,261,351	役 員 賞 与 引 当 金	11,340
有形固定資産	38,692,484	そ の 他	6,995,235
建物及び構築物	10,850,402	固 定 負 債	24,915,886
機械装置及び運搬具	17,442,635	社 債	318,000
土 地	7,888,633	長 期 借 入 金	17,019,953
建 設 仮 勘 定	1,674,041	繰 延 税 金 負 債	2,137,042
そ の 他	836,772	退 職 給 付 引 当 金	3,878,844
無形固定資産	907,844	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26,925
投資その他の資産	4,661,021	負 の の れ ん	70,809
投資有価証券	2,308,109	そ の 他	1,464,311
長期貸付金	84,734	負 債 合 計	50,548,553
繰 延 税 金 資 産	1,348,525	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,173,902	株 主 資 本	28,644,686
貸 倒 引 当 金	254,249	資 本 金	6,937,256
繰 延 資 産	6,505	資 本 剩 余 金	7,611,188
社 債 発 行 費	6,505	利 益 剩 余 金	14,158,301
資 産 合 計	87,650,055	自 己 株 式	62,059
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,766,770
		その他有価証券評価差額金	630,257
		為替換算調整勘定	1,136,512
		少 数 株 主 持 分	6,690,044
		純 資 産 合 計	37,101,502
		負 債 純 資 産 合 計	87,650,055

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	63,841,040
売上原価	49,616,987
売上総利益	14,224,053
販売費及び一般管理費	12,147,564
営業利益	2,076,488
営業外収益	
受取利息及び配当金	378,034
負ののれん償却額	114,261
持分法による投資利益	91,034
為替差益	274,941
その他	344,892
営業外費用	
支払利息	566,315
退職給付費用	388,154
その他	154,624
経常利益	2,170,558
特別利益	
固定資産売却益	284,828
特別損失	
固定資産除却損	96,950
固定資産売却損	28,060
関連会社清算に伴う損失	125,641
減損	136,192
たな卸資産評価損	108,621
その他	11,498
税金等調整前当期純利益	1,948,422
法人税、住民税及び事業税	2,140,989
法人税等調整額	172,329
少数株主利益	61,457
当期純損失	426,352

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	6,911,224	7,585,223	15,126,011	51,607	29,570,852
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	26,031	25,964			51,996
剰余金の配当(注)			303,380		303,380
剰余金の配当			217,135		217,135
役員賞与(注)			184,499		184,499
当期純損失			426,352		426,352
新規連結による増加高			163,657		163,657
自己株式の取得				10,451	10,451
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	26,031	25,964	967,710	10,451	926,165
平成19年3月31日残高	6,937,256	7,611,188	14,158,301	62,059	28,644,686

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	601,973	337,436	939,409	6,459,795	36,970,057
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					51,996
剰余金の配当(注)					303,380
剰余金の配当					217,135
役員賞与(注)					184,499
当期純損失					426,352
新規連結による増加高					163,657
自己株式の取得					10,451
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	28,284	799,076	827,360	230,249	1,057,609
連結会計年度中の変動額合計	28,284	799,076	827,360	230,249	131,444
平成19年3月31日残高	630,257	1,136,512	1,766,770	6,690,044	37,101,502

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
記載金額は、千円未満の端数を切り捨て表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

19社

大同ロジテック(株)

大同メタル販売(株)

大同プレーンベアリング(株)

大同メタルアメリカCORP.

大同メタルU.S.A. INC.

大同メタルベルフオンテンLLC.

大同メタルコントロールAD.

大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.

大同メタルチェコs.r.o.

ダイナメタルCo.,LTD.

中原大同(股)

P.T.大同メタルインドネシアCORP.

同晟金属(株)

エヌデーシー(株)

エヌデーシー販売(株)

大同精密金属(蘇州)有限公司

大同メタルヨーロッパGmbH

(株)アジアケルメット製作所

大同メタルヨーロッパLTD.

このうち、(株)アジアケルメット製作所及び大同メタルヨーロッパLTD.は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

また、中華大同軸承工業(股)は平成18年6月を以って中原大同(股)に社名を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

ニューウェーブ(株)

エヌデーシー・オブ・アメリカ・INC.

韓国ドライベアリング(株)

非連結子会社につきましては、小規模会社であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

会社の名称

2社

(非連結子会社)韓国ドライベアリング(株)

(関連会社)BBL大同プライベートLTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(非連結子会社)

ニューウェーブ(株)

エヌデーシー・オブ・アメリカ・INC.

(関連会社)

台和交通工業(股)

持分法を適用しない理由

ニューウェーブ(株)及びエヌデーシー・オブ・アメリカ・INC.は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

台和交通工業(股)は、清算中の会社であり、財務及び営業または事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められるため、持分法の適用から除外しております。なお、平成19年3月に清算が結了しております。

- (3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が、連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる財務諸表を使用しております。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 製品..... 総平均法による低価法

(ロ) 原材料..... 主として総平均法による低価法

(ハ) 仕掛品..... 総平均法による原価法

(ニ) 貯蔵品..... 主として移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社のうち、5社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、他の連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 4年～12年

無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
社債発行費

社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。ただし、会社法施行日以前に発行した社債発行費については旧商法施行規則に基づく最長期間（3年）で均等償却しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」（企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用し、会社法施行日以降に発生した社債発行費については償還期間にわたり利息法により償却しております。

この変更により、従来の方法と比べて経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,350千円増加しております。

(4) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備え、支給見込額の期間対応分を計上しております。

役員賞与引当金

一部の子会社は役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度から、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ11,340千円減少しております。

退職給付引当金

従業員（執行役員除く）の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（7,099,537千円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員に対して支給する退職給付に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の子会社は、役員に対して支給する退職慰労金に備え、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

従来、当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、報酬体系の見直しの一環として、平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会最終時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

なお、制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金については、同定時株主総会で打ち切り支給を決議し、取締役及び監査役のそれぞれの退任時に支給することとしました。これに伴い、当社の役員退職慰労引当金は全額取崩して「長期未払金」に振り替え、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段

デリバティブ取引(金利スワップ取引)

(ハ)ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

(ニ)ヘッジ方針

相場変動リスクに晒されている資産、負債に係るリスクを回避する目的のみ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針をとっております。

(ホ)ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の判定を省略しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
これまでの資本の部の合計に相当する金額は30,411,458千円であります。
6. 表示方法の変更
(連結貸借対照表)
前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から、「負ののれん」と表示しております。
(連結損益計算書)
前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度から、「負ののれん償却額」と表示しております。
7. 当連結会計年度より会社計算規則に基づいて計算書類を作成しております。

連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 61,535,673千円

2. 担保に供している資産及び担保資産に対する債務

担保提供資産

建物及び構築物 998,901千円

機械装置 1,608,509

土地 906,628

有形固定資産その他 18,492

計 3,532,530

上記の担保提供資産のうち、建物及び構築物330,353千円、機械装置821,967千円、土地111,328千円については、借入限度額876,649千円（5,320,000千ウォン、1,634千ドル）に対する担保提供ではありますが、当連結会計年度末の借入金残高はありません。

担保資産に対する債務

短期借入金 30,000千円

長期借入金 4,795,453

（一年以内返済予定額を含む）

計 4,825,453

3. 保証債務

従業員の住宅ローン融資等に対する保証債務の額

333,066千円

連結株主資本等変動計算書の注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 43,515千株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金の支払総額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	303,380	7	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	217,135	5	平成18年9月30日	平成18年12月12日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 304,066,539円

1株当たり配当額 7円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 700円11銭
2. 1株当たり当期純損失 9円82銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 5 月15日

大同メタル工業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 西 松 真 人 ⑧
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服 部 則 夫 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度から貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	32,193,340	流動負債	16,285,016
現金及び預金	3,693,279	支払手形	2,453
受取手形	1,470,858	買掛金	9,981,793
売掛金	18,346,182	短期借入金	1,000,000
製品	1,966,681	一年以内償還予定転換社債	672,000
原材料	740,438	未払金	1,281,049
仕掛品	3,722,597	未払費用	645,023
貯蔵品	296,071	未払法人税等	1,339,000
前払費用	110,690	未払消費税等	164,877
繰延税金資産	842,625	前受金	13,136
関係会社短期貸付金	599,350	賞与引当金	1,118,105
その他	411,505	その他	67,577
貸倒引当金	6,939	固定負債	16,006,194
固定資産	30,153,385	長期借入金	12,500,000
有形固定資産	13,789,764	退職給付引当金	3,122,968
建物	3,532,349	長期未払金	357,725
構築物	396,994	預り保証金	25,500
機械装置	7,524,634	負債合計	32,291,210
車両運搬具	19,393		
工具器具備品	327,022	純資産の部	
土地	1,106,994	株主資本	29,524,966
建設仮勘定	882,375	資本金	6,937,256
無形固定資産	759,301	資本剰余金	7,611,188
ソフトウェア	723,407	資本準備金	7,314,038
施設利用権	35,893	その他資本剰余金	297,150
投資その他の資産	15,604,320	利益剰余金	15,038,580
投資有価証券	1,352,233	利益準備金	743,443
関係会社株式	8,884,120	その他利益剰余金	14,295,137
関係会社出資金	3,219,333	固定資産圧縮積立金	979,737
従業員に対する長期貸付金	35,393	別途積立金	13,020,000
関係会社長期貸付金	489,300	繰越利益剰余金	295,400
更生債権等	39,540	自己株式	62,059
長期前払費用	17,358	評価・換算差額等	530,548
繰延税金資産	884,719	その他有価証券評価差額金	530,548
その他	835,240	純資産合計	30,055,515
貸倒引当金	152,920	負債純資産合計	62,346,726
資産合計	62,346,726		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成18年 4月 1日)
(至 平成19年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		50,699,214
売 上 原 価		38,560,233
売 上 総 利 益		12,138,980
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,882,274
営 業 利 益		4,256,705
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	653,088	
廃 棄 屑 収 入	162,085	
そ の 他	151,978	967,151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	179,005	
退 職 給 付 費 用	329,986	
そ の 他	44,933	553,924
経 常 利 益		4,669,932
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	909	
関 係 会 社 減 資 に 伴 う 特 別 配 当 金	34,500	35,409
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	82,425	
固 定 資 産 売 却 損	24,649	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	800	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,733,007	
関 連 会 社 清 算 に 伴 う 損 失	125,641	
減 損 損 失	8,005	2,974,529
税 引 前 当 期 純 利 益		1,730,812
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,902,747	
法 人 税 等 調 整 額	158,774	1,743,973
当 期 純 損 失		13,160

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利益準備金
平成18年3月31日残高	6,911,224	7,288,073	297,150	743,443
事業年度中の変動額				
新株の発行	26,031	25,964		
固定資産圧縮積立金の積立(注)				
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩(注)				
別途積立金の積立(注)				
剰余金の配当(注)				
剰余金の配当				
役員賞与(注)				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	26,031	25,964		
平成19年3月31日残高	6,937,256	7,314,038	297,150	743,443

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金				
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	839,700	12,464,000	1,704,113	51,607	30,196,097
事業年度中の変動額					
新株の発行					51,996
固定資産圧縮積立金の積立(注)	179,966		179,966		
固定資産圧縮積立金の取崩	25,141		25,141		
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	14,788		14,788		
別途積立金の積立(注)		556,000	556,000		
剰余金の配当(注)			303,380		303,380
剰余金の配当			217,135		217,135
役員賞与(注)			179,000		179,000
当期純損失			13,160		13,160
自己株式の取得				10,451	10,451
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	140,036	556,000	1,408,712	10,451	671,131
平成19年3月31日残高	979,737	13,020,000	295,400	62,059	29,524,966

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	545,989	545,989	30,742,087
事業年度中の変動額			
新株の発行			51,996
固定資産圧縮積立金の積立(注)			
固定資産圧縮積立金の取崩			
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			
別途積立金の積立(注)			
剰余金の配当(注)			303,380
剰余金の配当			217,135
役員賞与(注)			179,000
当期純損失			13,160
自己株式の取得			10,451
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	15,441	15,441	15,441
事業年度中の変動額合計	15,441	15,441	686,572
平成19年3月31日残高	530,548	530,548	30,055,515

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの..... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの..... 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品..... 総平均法による低価法

原材料..... 同上（一部について移動平均法による低価法）

仕掛品..... 総平均法による原価法

貯蔵品..... 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年～50年

構 築 物 7年～60年

機 械 装 置 7年～12年

車 両 運 搬 具 4年～10年

工 具 器 具 備 品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年、施設利用権15年～20年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備え、支給見込額の期間対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員（執行役員を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（6,227,018千円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

また、執行役員に対して支給する退職給付に備え、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対して支給する退職慰労金に備え、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、報酬体系の見直しの一環として、平成18年6月29日開催の第98回定時株主総会最終時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

なお、制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金については、同定時株主総会で打ち切り支給を決議し、取締役及び監査役のそれぞれの退任時に支給することとしました。

これに伴い、役員退職慰労引当金は全額取崩して「長期未払金」に振替えておりません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ハ ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

ニ ヘッジ方針

相場変動リスクに晒されている資産、負債に係るリスクを回避する目的にのみ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針をとっております。

ホ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の判定を省略しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計額に相当する金額は30,055,515千円であります。

6. 当事業年度より会社計算規則に基づいて計算書類を作成しております。

貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	37,259,035千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6,395,689千円
短期金銭債務	2,437,285千円
3. 保証債務	
(1) 従業員の住宅ローン融資等に対するもの	333,066千円
(2) 銀行借入金に対するもの	
大同プレーンベアリング(株)	500,000千円
大同精密金属(蘇州)有限公司	610,000千円
大同メタルコトールAD.	603,506千円
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	451,873千円
大同メタルヨーロッパLTD.	115,865千円
大同メタルベルフォンテンLLC.	708,300千円
(3) リース債務に対するもの	
大同メタルベルフォンテンLLC.	622,548千円
(4) 銀行借入に関して差入れた経営指導念書等に関するもの	
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	388,138千円
合 計	<u>4,333,298千円</u>

損益計算書の注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	11,395,409千円
仕入高	8,985,620千円
営業取引以外の取引による取引高	862,532千円

株主資本等変動計算書の注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	77千株

リースにより使用する固定資産の注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、リース契約により使用しております。

税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	447,242千円
未払事業税	112,400
製品仕掛品評価減額	255,972
貸倒引当金損金算入限度超過額	46,073
減価償却の償却超過額	22,228
一括償却資産の償却超過額	21,905
長期未払金	143,090
退職給付引当金	1,669,922
投資有価証券評価損	12,928
関係会社株式評価損	2,021,564
ゴルフ会員権評価損	32,185
減損損失	165,331
その他	50,571
繰延税金資産小計	5,001,415
評価性引当額	2,267,069
繰延税金資産合計	2,734,345
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	653,301
その他有価証券評価差額金	353,699
繰延税金負債合計	1,007,000
繰延税金資産の純額	1,727,344

1. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)注7	科目	期末残高(千円)
子会社	大同メタル販売 ㈱	(所有) 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	輸受製品等の販売 注1	3,709,604	売掛金	1,714,117
				減資 減資に伴う特別配 当金 注2	130,000 34,500		
	エヌデーシー㈱	(所有) 直接39.8	エヌデーシー㈱ 製品等の仕入 当社製品の委託加工 役員の兼任	輸受製品等の仕入 注3	6,340,610	買掛金	2,131,941
	大同ブレーン ペアリング㈱	(所有) 直接100.0	当社製品の委託加工 役員の兼任	製造設備の販売 注4	744,817	売掛金	782,058
	大同メタル アメリカCORP.	(所有) 直接100.0	アメリカにおける持 株会社 役員の兼任	増資の引受 注5	2,782,800		
	大同メタル U.S.A. INC.	(所有) 間接100.0	当社製品の販売 役員の兼任	輸受製品等の販売 注1	1,133,387	売掛金	2,203,019
関連会社	台和交通工業 (股)			清算による払戻額 注6	255,323	未収入金	58,731
				清算に伴う損失	125,641		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引価格は、各関連当事者の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額として
おります。
- (注2) 平成19年1月開催の臨時株主総会の決議によるものであります。
- (注3) 取引価格は、主として当社の得意先販売価格に一定の率を乗じた金額として
おります。
- (注4) 取引価格は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で
決定しております。
- (注5) 当社が大同メタルアメリカCORP.の米国内の資本の増強のために引き受けたも
のであります。
- (注6) 清算結了による残余財産を分配したものであります。
- (注7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めて
おります。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)注2	科目	期末残高(千円)
役員及び その近親者	田辺邦子	(被所有) 直接0.0	当社監査役	弁護士報酬等 注1	3,260		

- (注1) 弁護士報酬については、当社監査役田辺邦子の所属する田辺総合法律事務所
に対するものであります。なお、顧問弁護士契約には、田辺邦子は含まれて
おりません。
- (注2) 弁護士報酬については、1年ごとに交渉の上、決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

1. 株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 691円91銭
2. 1株当たり当期純損失 30銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

大同メタル工業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 西松真人 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服部則夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証をいたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月17日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 隆 好 (印)

社外監査役 田 辺 邦 子 (印)

社外監査役 川 上 幸之輔 (印)

社外監査役 柳 原 史 朗 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

配当原資の確保を目的に、下記のとおり別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

2. 期末配当に関する事項

第99期期末配当につきましては、株主の皆様へ長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本に、内部留保資金を確保しつつ、財務状況及び業績などを総合的に勘案し、1株につき7円とさせていただきます。

これにより、先にお支払いいたしました中間配当金1株につき5円と合わせ、通期の配当金は1株につき12円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円

配当総額 304,066,539円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

(1) 株主の皆様の権利行使方法について、正確な事務処理を行うため、書面によるものとする規定を新設するものであります。

また、株主提案権が行使された場合の株主総会参考書類の記載事項について、適切な分量による情報提供を行うため、一定の字数を超える場合にその概要を記載することとする規定を新設する

ものであります。

- (2) 平成19年6月28日開催予定の第99回定時株主総会終了後の取締役会において、取締役会長を選定する予定であり、取締役選任議案ご承認を前提に、取締役会長及び取締役社長の権限分配の一環として、以後の株主総会の招集権者及び議長につき、取締役会長がその任にあたりますよう所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の員数につきましては、当社定款第19条により11名以内と定められておりますが、より機動的な経営体制の推進を図るため、取締役の員数を8名以内に減員することとし、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。
2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="247 675 421 731">第2章 株 式 (新 設)</p> <p data-bbox="120 1251 269 1276">(株式取扱規定)</p> <p data-bbox="120 1283 370 1307">第12条 (省 略)</p>	<p data-bbox="695 675 869 700">第2章 株 式</p> <p data-bbox="570 707 804 731"><u>(株主の権利行使の方法)</u></p> <p data-bbox="570 739 1001 1050">第12条 株主は、法令に基づき、取締役に對して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするこの請求、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求または株主総会における質問事項の事前通知その他株主の権利行使をする場合は、当会社が認める場合を除き、書面によらなければならない。</p> <p data-bbox="589 1058 1001 1244">— 当会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。</p> <p data-bbox="570 1251 719 1276">(株式取扱規定)</p> <p data-bbox="570 1283 863 1307">第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>— <u>株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第16条～第18条</u> (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>— <u>取締役会長にさしつかえあるときまたは取締役会長を定めないときは、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>— <u>前2号に定める議長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>第17条～第19条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社には、取締役<u>11名</u>以内を置く。</p> <p><u>第20条～第46条</u> (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第20条</u> 当社には、取締役<u>8名</u>以内を置く。</p> <p><u>第21条～第47条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役井上 尚氏は、平成19年5月12日に逝去され、また、その他の取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了になりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する当社の 株式数
	判 治 誠 吾 (昭和17年1月2日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和55年4月 当社営業本部東京営業所長 平成3年4月 当社経営企画室経営企画センター チーフ 平成5年4月 当社第3事業部副事業部長 平成5年6月 当社取締役第3事業部副事業部長 平成6年4月 当社取締役第1事業部長 平成7年6月 当社代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 大同精密金属(蘇州)有限公司董事長	96,999株
	坂 本 雅 昭 (昭和19年2月10日生)	昭和41年4月 当社入社 昭和61年4月 当社技術研究所第1技術センター チーフ 平成6年4月 当社技術研究所副所長兼第2技術 センターチーフ 平成6年5月 当社パイメタル事業部長 平成6年5月 名古屋大学より工学博士号を授与 平成6年6月 当社取締役パイメタル事業部長 平成8年4月 当社取締役パイメタル製造所長 平成10年4月 当社取締役第1事業部長 平成11年4月 当社取締役第1カンパニープレジ デント 平成11年6月 当社常務取締役第1カンパニーブ レジデント 平成14年6月 当社専務取締役第1カンパニーブ レジデント 平成17年4月 当社専務取締役経営企画室長 (現任)	74,068株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する当社の 株式数
	<p>榎山 恒太郎 (昭和22年3月28日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成5年4月 当社生産技術研究所商品企画センターチーフ 平成6年4月 当社前原工場長兼生産技術課長 平成8年4月 当社第2事業部副事業部長兼前原工場長兼生産技術課長兼品質保証課長 平成11年4月 当社第2カンパニープレジデント兼戦略推進室長 平成12年4月 当社第3カンパニープレジデント兼アプリケーション開発グループリーダー 平成13年10月 当社第3カンパニープレジデント兼戦略推進室長 平成14年4月 当社第3カンパニープレジデント 平成15年6月 当社取締役第3カンパニープレジデント 平成17年4月 当社取締役第1カンパニープレジデント(現任)</p>	<p>21,438株</p>
	<p>白石 晃己 (昭和21年8月8日生)</p>	<p>昭和45年4月 当社入社 平成6年4月 当社東京営業所長兼NPD販売グループリーダー 平成9年4月 当社東京営業所長兼NPD販売グループリーダー兼第2販売グループリーダー 平成11年4月 当社経営企画センターチーフ 平成13年4月 当社第4カンパニーバイスプレジデント兼戦略推進室長 平成14年4月 当社第4カンパニープレジデント 平成16年4月 当社人事企画室人事企画センターチーフ 平成17年6月 当社取締役人事企画室人事企画センターチーフ(現任)</p>	<p>7,675株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の 有する当社 の株式数
	佐々木 利 行 (昭和25年12月7日生)	昭和49年4月 株式会社東海銀行入行 平成9年4月 同行 台北支店長 平成13年3月 同行 米州支配人兼ニューヨーク 支店長兼ケイマン支店長兼シカゴ 事務所長 平成14年6月 株式会社UFJ銀行 豊田法人営 業部長兼豊田支店長 平成15年10月 当社出向 平成16年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営企画室海外企画センター チーフ 平成17年4月 当社経営企画室経営企画センター チーフ 平成17年6月 当社取締役経営企画室経営企画セ ンターチーフ(現任)	7,353株

(注) 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐々木隆好氏、田辺邦子氏の2名は任期満了となり、監査役柳原史朗氏は辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する当社 の株式数
	丸山 泉 (昭和22年9月15日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年4月 当社前原工場長 平成17年4月 当社大阪支店長 平成19年4月 当社業務担当重役付(現任)	4,717株
	田辺 邦子 (昭和20年4月1日生)	昭和48年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会 会員となる) 栄木忠常法律事務所入所(昭和57 年1月まで) 昭和57年2月 田辺総合法律事務所入所(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任)	6,951株
	松谷 東一郎 (昭和19年1月29日生)	昭和41年4月 株式会社富士銀行入行 平成2年11月 同行国際事務部長 平成3年1月 同行市場・国際システム部長 平成4年1月 同行総合事務部長 平成5年6月 同行取締役総合事務部長 平成6年6月 同行取締役システム開発部長 平成8年5月 同行取締役 平成8年6月 株式会社富士ビジネスエージェン シー代表取締役社長 平成11年10月 株式会社富士ビジネスエキスパー ツ代表取締役社長 平成14年2月 みずほビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 平成18年3月 株式会社みずほ銀行常勤監査役 平成18年3月 みずほ信用保証株式会社 非常勤監査役 平成18年3月 ユーシーカード株式会社 非常勤監査役 平成19年3月 日本カーボン(株)非常勤監査役 (現任)	株

(注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2. 田辺邦子氏及び松谷東一郎氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者とした理由及び独立性について

田辺邦子氏は、当社社外監査役として4年間の実績を有しており、かつ弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、遵法性の観点から監査を行うことが可能であり、引続き社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。

松谷東一郎氏は、長年金融機関で培ってきた財務及び国際業務等に精通しておられること並びに他の事業会社の監査役としての知識、経験を活かされ、会社経営全般を適切に遂行する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外監査役候補者は、いずれも、過去5年間に当社又は当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号の定義によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の定義によります。以下同じ。）となったことはありませんし、現在も当該業務執行者ではありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

社外監査役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

社外監査役候補者は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有用な人材を確保できるよう、現行定款において、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である田辺邦子氏の再任及び松谷東一郎氏の選任が本総会において承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続又は新規に締結する予定であります。

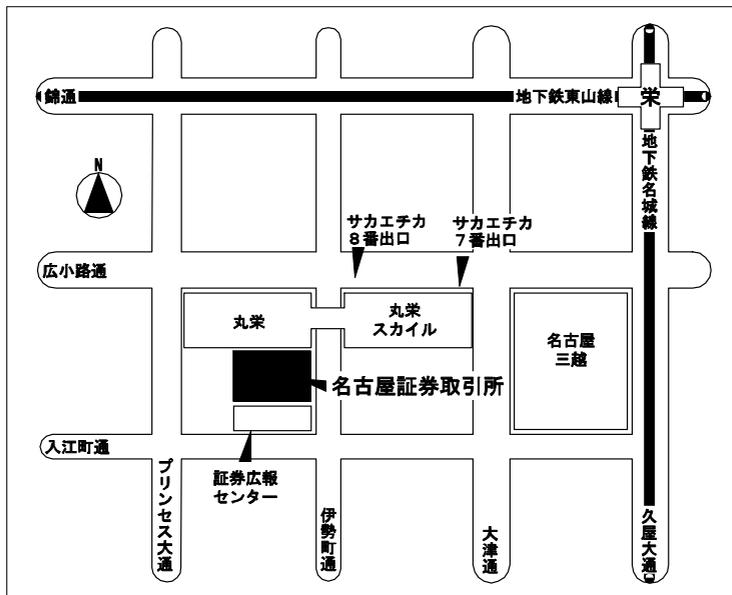
その責任限定契約の内容は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目 3 番17号
株式会社名古屋証券取引所 4 階
名証インフォメーションセンター内 「MICホール」
TEL : 052-262-3171

交通機関 地下鉄「栄駅」8 番出口より徒歩 2 分
7 番出口より徒歩 5 分

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。